

宮崎公立大学地域研究センター規程

平成19年4月1日

規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則第5条第2項の規定に基づき、宮崎公立大学地域研究センター（以下「地域研究センター」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域研究センターは、地域の生活や活動にかかわる様々な課題等を調査研究し、その結果を地域に還元し、その発展や活性化に寄与することを目的とする。

(地域研究センター長)

第3条 地域研究センターに、地域研究センター長を置く。

2 地域研究センター長は、地域研究センターの業務を掌理する。

3 地域研究センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(研究員)

第4条 地域研究センターに特任研究員、その他の研究員を置くことができる。

2 特任研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(事務職員)

第5条 地域研究センターに、事務長その他の事務職員を置く。

(開館時間)

第6条 地域研究センターの開館時間は、午前9時から午後7時までとする。

ただし、土曜日については午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、地域研究センター長が必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

第7条 地域研究センターの休館日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、地域研究センター長が必要があると認めるときは、開館日に休館し、又は休館日に開館することができる。

(入館の制限等)

第8条 地域研究センター長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、若しくは制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者及びこれらのおそれのある者又は動物を携帯する者

(3) 施設、附属設備、備品等（以下「施設等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれのある者

(4) 前3号に定めるもののほか、地域研究センターの管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第9条 その責めに帰すべき理由により、施設等に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、地域研究センターに関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。